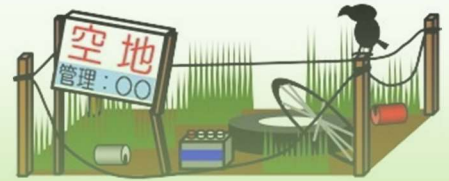


所有する土地の管理について

土地(空き地)に雑草等が繁茂すると・・・

- ハエ、蚊、蜂、毛虫等の害虫が発生
- 雑草の花粉によるアレルギー症状
- ゴミの不法投棄
- タバコのポイ捨てなどによる火災の恐れ

など、いろいろな問題が発生します。



銚田市では、平成17年10月に「銚田市まちをきれいにする条例」を制定し、地域の環境美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り、清潔で「きれいなまちづくり」に努めております。

土地(空き地)の雑草に対する市の対応は・・・



市では空き地の雑草に関する問い合わせを受けた場合、職員による現場確認を行い、土地所有者に対し適正な管理を求める通知を送付するなどの指導を実施しております。

土地(空き地)の所有者の皆様へ・・・

空き地を所有している方は良好な生活環境を維持するため、空き地の定期的な見回りや管理をお願いします。

遠方にお住まいの方や高齢の方など、ご自身で管理をすることが難しい場合は、民間の業者等を探して依頼してください。(市で民間業者の斡旋は行っておりません。)

